



# 安全就業ニュース

公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会

目次

- ▶ 病気、熱中症疑いによる死亡事故の発生について
- ▶ 令和6年度損害賠償責任保険事故に係る調査の集計結果
- ▶ 事故報告 速報(令和7年8月分)
- ▶ 販売書籍のご案内／編集後記

## 病気、熱中症疑いによる死亡事故が複数発生しています

今年は8月末時点で、シルバー団体傷害保険の対象外(以下「非該当」となる)となる死亡事故が9件報告されており、例年に比べて多い状況となっております。

その中には、単独作業で体調の急変に誰も気づけず、長時間発見されないままお亡くなりになられたケースもあり、ご本人やご家族のことを思うと、痛切な思いに堪えません。

シルバーで就業される方々の中には、持病をお持ちの方や過去にご病気を経験された方も少なくありません。加えて、今年は全国的な猛暑の影響もあり、心身の疲労が蓄積しやすい状況にあります。

このような悲しい事故をなくすためには、まずご自身の体調管理を徹底していただくことが重要です。また、就業の際には仲間同士で声を掛け合い、互いの体調を気にかけることも欠かせません。さらに、単独での作業中に体調がすぐれないと感じた場合には、症状が悪化する前に周囲の方へ声を掛ける、センターやご家族に連絡するなど、必ず周囲に助けを求めてください。命に代えられるものはありません。どうかご自身の体調を第一に考えた行動を心がけてください。

- ▶ 体調がすぐれない時は休む勇気を持つ!
- ▶ 一人で就業させない! 共働共助~チームで動いて、お互いを支えるワークスタイルへ
- ▶ 自分の身体が最優先!! 健康あっての生きがい就業!!

STOP!  
死亡事故



### 令和7年度 シルバー団体傷害保険非該当 死亡事故 (8月末時点)

仕事の分類	性別等	就業人数	死因	事故の状況
その他作業	77歳 男性	単独	病死 心臓病	当該会員は12時30分から18時まで就業予定であったが、21時になっても電話が繋がらないため、家族が詰所に行くと、椅子にもたれかかって意識のない状態すでに亡くなっていた。ローテーション就業で引継ぎの際は気になる様子はなかったとのこと。待機場所については、エアコンが設置され、冷房も効いていた。死因は病気によるものと推測される。
草刈作業	77歳 女性	単独	熱中症疑い	午前中に1件目の企業で作業(9時から1時間程度の屋内掃除)を終えた後、昼から2件目の企業で2時間程度の屋内掃除作業を終え車に戻ったと思われる。帰宅せず電話にも応答しないため、家族が警察に捜索願を出し、真夜中に就業先の駐車場に停車している会員の車を警察が発見、車内で死亡しているのを確認した。検死の結果、事件性はなく熱中症疑い
清掃作業	68歳 男性	単独	病死 脳出血	掃除・受付業務従事中、10時で終業のはずが17時頃管理人室で倒れているところを発見される。発見者よりセンターに連絡が入り、警察・消防にて死亡が確認される。
草刈作業	75歳 男性	複数	不明 (持病疑い)	8時30分から草刈作業を行っていたところ、10時30分頃体調不良のため、エアコンをつけて車で休憩していた。12時頃飲み物を取りに行く姿も見かけたので回復に向かっているものと思っていたが、作業が終わり13時40分頃声掛けにいった際、呼吸していない状態で救急搬送したがその後亡くなられた。死因は解剖しないとわからないとのことだが(家族が断る)、原因是本人の持病に起因するものと病院から説明があったと家族から報告を受けた。
清掃作業	83歳 男性	単独	病死 心筋梗塞	清掃作業中に倒れ緊急搬送されたが、当日夕方死亡。死因は心筋梗塞と診断された。消防への通報者が誰なのか不明であり、当時の状況も不明。会員が通勤に使っていた自転車が当該駐車場にあり、建物内掃除道具置き場に本人の帽子・サングラス等が置かれており、掃除中であることは間違いないと思われる。
草刈作業	87歳 男性	複数	病死 心筋梗塞	機械除草を会員13名で就業中、昼の休憩になり、当該会員は自身の車両(軽トラック)の中で昼食をとっていた。13時の作業開始になっても車から出てこないので、同じ作業中の会員が声掛けをしに行つたが反応がなく、救急車を呼び病院へ搬送。心筋梗塞。
草刈作業	78歳 男性	複数	病死 大動脈解離	草刈作業で午前中3回の休憩を終え、11時過ぎより残りの作業を開始しようとしたところ、作業員3名のうち1名の姿が見当たらず残りの作業員が確認したところ、現場に倒れている意識のない作業員を発見し、救急車を要請した。大動脈解離。
その他作業	71歳 男性	単独	病死 心筋梗塞	木くずの分別作業中に意識を失い倒れ、近くにいた従業員が発見し、すぐに救急車を呼び病院へ搬送されたが、すでに呼吸はなかった。診断の結果、死因は心筋梗塞であり、他の外傷がなかったため、仕事との因果関係ないことが判明したため、団体傷害保険の対象外となった。
草刈作業	82歳 男性	複数	病死及び自然死	機材の燃料を買いにガソリンスタンドへ向かった当該会員が乗車していた軽トラックが、町道で左後輪をバーストした状態で壁にぶつかった状態で停まっており、車内に意識のない人がいると救急隊からシルバー事務局に連絡が入った。意識を喪失したのが、道路わきの塀にぶつかった前か後かは不明。緊急搬送され死亡が確認された。

令和7年  
8月

# 事故報告 速報

**重篤事故**  
死亡又は6ヶ月以上の入院

**2件(死亡1件)**

**1ヶ月～6ヶ月未満の  
入院及び後遺障害の事故**

**17件**

## 1 重 篤 事 故

8月は**2件**の重篤事故報告があり、その内**死亡事故報告が1件**ありました。

内訳は、就業中の事故が2件、就業途上の事故が0件となっています。

8月までの累計は15件となり、前年度同月より2件の増加、就業中・就業途上別では就業中の事故が6件の増加、就業途上の事故が4件の減少となっています。

**【死亡事故】：1件**

墓地清掃作業中の「熱中症」による事故（No.15）

**【6ヶ月(180日)以上の入院事故】：1件**

草刈り作業中の「墜落・転落」による事故（No.14／保護帽未着用）

※令和7年度4月に「1ヶ月～6ヶ月未満の入院事故及び後遺障害」の事故で報告済みの事故が、入院6ヶ月以上となったもの。

### 【安全上の課題と今後の対応】

(熱中症事故)

- 今回の熱中症事故では、作業者が携帯電話を車両内に置いたままにしていたため高温で故障し、緊急連絡ができず初動対応が遅れる事態となりました。熱中症をはじめとする緊急時には速やかな連絡体制の確保が不可欠です。携帯電話は必ず携帯し、常に使用可能な状態を維持してください。
- 緊急時には、誰しも冷静な判断が難しく、パニックに陥る可能性があります。特に会員の高齢化が進む中、緊急時の対応が高齢の会員さん一人に委ねられる事態も想定されます。そのため、単独での作業は避け、必ず複数人による作業体制を確保することが重要です。また、ペアで作業を行う場合も、どちらか一方が倒れた際を想定し、どちらかが倒れた場合も残る者が対応できる体制をとる必要があります。

(転落事故)

- 草刈り作業時は、手刈りの場合も常時保護帽の着用を徹底してください。
- 急な斜面や崖等、墜落・転落の危険がある現場については、受注段階からセンター職員が事前確認し、作業者と情報を共有することが不可欠です。「まさか大丈夫だろう」と油断せず、危険箇所にはコーン等で目印を置く、周辺での作業を避ける、危険箇所には近づかない等、万全の安全対策を講じてください。
- 複数人作業の場合でも、離れた場所で一人作業をしていると、事故発生時の発見が遅れ、重篤化につながってしまうケースがあります。必ずお互いが視認できる距離で作業を行ってください。

8月報告分までの累計 ※( )は当月報告分

	令和7年度累計				前年度(令和6年)同月 累計					
	件数	事故の程度		性別		件数	事故の程度		性別	
		死亡	入院	男性	女性		死亡	入院	男性	女性
就業中	13(2)	7(1)	6(1)	12(2)	1(0)	7	6	1	6	1
就業途上	2(0)	0(0)	2(0)	0(0)	2(0)	6	5	1	5	1
計	15(2)	7(1)	8(1)	12(2)	3(0)	13	11	2	11	2

8月報告分内容

No.	性別等	区分等	事故の状況	保護帽	安全帯	交通手段
14	男性 79歳	就業中 (入院)	5人で草刈り作業中、法面を手刈りで作業していた当該会員が3mの斜面を滑り、さらに3m下のくぼみに落下したもの。一緒に作業していた会員は落ちた瞬間に見ておらず、当該会員がいないため、周りを見渡したところ、くぼみに落下していることに気が付き、救急車を要請した。事故当時、就業会員はヘルメットを着用していなかった。	×	—	—
15	男性 79歳	就業中 (死亡)	2人で墓地清掃作業中、午前8:30から作業を開始し、2件目の作業をほぼ終えたところで、当該会員が倒れる。同行者が身体に濡れタオルを掛ける、服の中に入れる等の冷却作業を行うも改善されず、熱中症が疑われ、心肺停止のため救急搬送を行ったが、その後亡くなられた。	—	—	—

## ② 1ヶ月～6ヶ月未満の入院及び後遺障害の事故

8月は 17件の事故報告がありました。

内訳は、就業中の事故が14件、就業途上の事故が3件となっています。

前年度同月と比べると事故件数は15件の減少、就業中・就業途上別にみると、就業中の事故が11件の減少、就業途上の事故が4件の減少となっています。また、男女別では、男性は8件で18件の減少、女性は9件で3件の増加となっています。4月からの累計では86件で、前年度同月より23件の減少となっています。

### 【就業中の事故】：14件

植木の剪定作業中の事故：5件

「墜落・転落」3件(No.70・76・77)／「転倒」1件(No.78)／「切れ・こすれ」1件(No.83)

除草作業中の事故：2件 「墜落・転落」1件(No.84)／「転倒」1件(No.85)

掃除作業中の事故：3件 「転倒」3件(No.79)

その他の事故：4件 「転倒」3件(No.82)／「墜落・転落」1件

### 【就業途上の事故】：3件

歩行の事故：1件 「転倒」1件

自転車の事故：2件 「転倒」1件／「交通事故（道路）」1件(No.72)

### 【安全上の課題と今後の対応】

（（植木の剪定作業における「墜落・転落」事故）

- 3件とも保護帽を着用していたため頭部への外傷は免れましたが、転落による骨折を伴う事故となっています。脚立を使用する作業には常に墜落・転落の危険が伴います。作業にあたっては、まず脚立の使用を避けられないか検討し、可能な限り地上で行ってください。やむを得ず脚立を使用する場合は、設置状況や姿勢を十分に確認し、安全を確保したうえで作業してください。

（（R7年度に発生した事故では、作業終了後の片付け中に発生した事故が散見されます）

- 暑さや疲労から気の緩みが生じやすい時間ですが、片付けが終わるまでが就業時間です。服装・履物・保護具は着用したまま、器具類の整理に際しても細心の注意を払ってください。

（（転倒事故）

- 10件報告されています。多くは、作業中にバランスを崩したり、段差につまずいたことが原因です。高齢の方にとって転倒は骨折につながりやすく、場合によっては寝たきりの状態となる危険もあります。また、長期入院により筋力や体力が低下してしまうことも少なくありません。加齢とともに筋力やバランス感覚、反射的な動作が衰えることで、思ったように体が動かず転倒を招くこともあります。作業中や移動の際も、無理な動きや急な動作は控え、足元や周囲の環境に十分注意してください。
- 熱中症のような症状から転倒に繋がったと思われる事故が発生しています。引き続きこまめな水分補給と塩分補給、十分な休息を意識的にとるようにしてください。

### 令和7年度8月分の発生件数

仕事の内容	事故数(件)		男性(件)		女性(件)		平均年齢(歳)	
	8月	累計	8月	累計	8月	累計	8月	累計
就業中	植木・樹木の剪定等	5(13)	21(29)	5(13)	20(29)	0(0)	1(0)	80 79
	除草作業	2(5)	8(20)	1(5)	5(19)	1(0)	3(1)	80 78
	屋内・屋外清掃作業	3(3)	17(13)	0(1)	5(7)	3(2)	12(6)	78 79
	その他	4(4)	20(13)	1(4)	11(12)	3(0)	9(1)	69 73
	計	14(25)	66(75)	7(23)	41(67)	7(2)	25(8)	76 77
就業途上	交通手段	歩行	1(4)	4(8)	0(1)	1(5)	1(3)	3(3) 80
		自転車	2(2)	13(19)	1(2)	8(14)	1(0)	5(5) 76
		バイク	0(1)	1(6)	0(0)	0(3)	0(1)	1(3) 85
		自動車	0(0)	2(1)	0(0)	1(1)	0(0)	1(0) 73
		計	3(7)	20(34)	1(3)	10(23)	2(4)	10(11) 80
合 計		17(32)	86(109)	8(26)	51(90)	9(6)	35(19)	76 79

( )は令和6年度同月の発生件数

## 8月に報告のあった主な事故の内容

No.	分類	年齢	性別	事故の状況
70	植木・樹木の剪定等／墜落・転落	76歳	男	松(高さ2m)を剪定するため、脚立(120cmタイプ程度)を設置。脚立に上がり剪定作業中、接地面が枯れ草や枯れ葉が積もった不安定な場所だったため、バランスを崩し脚立から脇道(アスファルト舗装)に転落。ほかの2人の会員は同一敷地内の別の場所で作業していたため、事故発生時の詳しい状況はわからない。右踵、左膝の骨折。
72	(途上)自転車／交通事故(道路)	78歳	女	昼食のため自転車で自宅に戻る途中、自転車を押して横断歩道を渡っていたところ、前方より右折してきた自動車が自転車後輪付近に接触したため左側に転倒、左肩を地面に打ち付けて骨折。
76	植木・樹木の剪定等／墜落・転落	88歳	男	作業終了間際に、脚立の2段目から3段目に移動しようとした際に足が滑り、そのまま地面に落下し腰部全体を強打した。腰部骨折。
77	植木・樹木の剪定等／墜落・転落	75歳	男	樹木(高さ2m、直径20cm)の伐採作業中、高さ1.5mの所から出ている枝(長さ1m、直径12cm)をチェーンソーで切り落としたところ、枝が脚立に当たり、脚立上で体勢を崩し、左肘から落下した。転落時の高さは1.3m。左上腕骨近位端骨折。
78	植木・樹木の剪定等／転倒	81歳	男	庭木剪定作業の為、現場の準備をしていたところ転んで側溝に落ち、首を骨折した。
79	屋内・屋外掃除作業／転倒	74歳	女	清掃作業中、足が上がらず平面の床で躓き転倒。早退し受診したところ左大腿骨骨折が判明し手術を受けた。スリッパを履いていた。
82	その他作業／転倒	66歳	男	休憩のため車から降りた際、歩道と車道の段差に躓き転倒。頭部を打撲。
83	植木・樹木の剪定等／切れこすれ	77歳	男	剪定作業後、片付けをしていた際に電動の剪定ばさみが作動し、誤って自身の右手人差し指を切断した。受診した医療機関で指を接着することができた。
84	除草作業／転倒	83歳	女	除草作業でブルーシートを置んでいた際、仰向けに倒れた。当日はそのまま就業したが、背中に痛みがあるため翌日受診。第12胸椎圧迫骨折で入院となった。目撃者がなく、本人も覚えていないため、後日現場検証を行った結果、加齢による身体能力の低下に加え、作業日はWBGT指標も高く、熱中症のような症状が原因でないかと思われる。
85	除草作業／墜落・転落	77歳	男	草刈り後の集草作業中、法面の草を背負い式エンジンプロワーで法面下に吹き下ろしていた際、法面と擁壁の境の土地が窪んでいたため、足を取りられバランスを崩して1.6m下に自ら飛び降りた際、右足踵を骨折。

## 3 シルバー派遣事業における労働災害報告の事故(休業1ヶ月以上)

6月は仕事の分類別では、「その他の運搬・掃除・包装等の職業」が11件、「清掃の職業」が4件、「商品販売の職業」「その他のサービスの職業」「農業の職業」「自動車運転の職業」「運搬の職業」が各1件発生し、合計20件で、前年度同月より11件の増加となっています。また男女別では、男性は12件で9件の増加、女性は8件で2件の増加となっています。4月からの累計は、41件で前年度同月より9件の増加となっています。なお、6月に死亡事故はありませんでした。

### 令和7年度6月分

( )は令和6年度同月の発生件数

業務 災害	仕事の分類(中分類)	中分類 コード	事故数(件)		男性(件)		女性(件)		平均年齢(歳)	
			6月	累計	6月	累計	6月	累計	6月	累計
	教育の職業	19	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	—	—
	その他の専門的職業	24	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	—	—
	一般事務の職業	25	0 (1)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (1)	—	—
	出荷・受付係事務員	27	0 (0)	1 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	—	73
	商品販売の職業	32	1 (0)	2 (1)	0 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (1)	73	75
	販売類似の職業	33	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	—	77
	家庭生活支援サービスの職業	35	0 (1)	1 (2)	0 (0)	1 (1)	0 (1)	0 (1)	—	71
	生活衛生サービスの職業	38	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	—	77
	飲食物調理の職業	39	0 (0)	2 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (0)	—	70
	施設・ビル等の管理の職業	41	0 (2)	1 (2)	0 (2)	1 (2)	0 (0)	0 (0)	—	77
	その他のサービスの職業	42	1 (1)	1 (2)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	1 (2)	75	75
	農業の職業	46	1 (0)	3 (2)	1 (0)	3 (1)	0 (0)	0 (1)	77	76
	製品製造・加工処理の職業	54	0 (3)	2 (4)	0 (1)	0 (2)	0 (2)	2 (2)	—	74
	自動車運転の職業	66	1 (0)	1 (1)	1 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	72	72
	運搬の職業	75	1 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	69	69
	清掃の職業	76	4 (1)	4 (5)	1 (0)	1 (3)	3 (1)	3 (2)	71	71
	包装の職業	77	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	—	—
	その他の運搬・清掃・包装等の職業	78	11 (0)	20 (8)	8 (0)	10 (7)	3 (0)	10 (1)	74	74
	計	—	20 (9)	41 (32)	12 (3)	20 (17)	8 (6)	21 (15)	73	74

令和7年4月以降に発生した「派遣労働会員の業務災害(休業日数4日以上又は死亡)」、「派遣労働会員の通勤災害(休業日数4日以上又は死亡)」について、「全シ協会員専用ページ」の「シルバー派遣事業における労働災害報告」により、各月翌月最終稼働日までにご入力ください。また、労働災害(業務・通勤ともに)が発生しなかった場合も「労働災害未発生報告」を選択のうえ、各項目をご入力ください。(令和6年4月19日付 全シ協発第11号により通知済)

# 令和6年度 損害賠償責任保険事故に係る調査の集計結果

先般、「令和6年度損害賠償責任保険事故に係る調査について」(令和7年6月9日付7全シ協発第102号)により、令和6年度に保険給付があった損害賠償金額が1件あたり20万円以上の事故調査依頼をお願いし、集計結果がまとまりましたので情報提供いたします。

お忙しい中、調査にご協力いただきありがとうございました。感謝申し上げます。

発注者や地域の方々等に損害を与えることは、信頼を損なうばかりでなく、シルバー事業全体の信用にも関わります。傷害事故と同様、事故撲滅に努め安心安全な就業を実現するよう強くお願いいたします。

## ■令和6年度損害賠償責任保険事故の内訳

### 令和6年度損害賠償責任保険事故(1件当たり20万円以上の事故)の件数は、683件(約3億2,561万円)

数は、683件(約3億2,561万円)と昨年より26件の減少となりました。

その内、損害を与えた対象が「身体」の事故が7件、「身体・財物の両方」が1件、「財物」が675件となっています。

区分	件数
合計	683件
うち:身体への事故	7件
うち:身体+財物への事故	1件
うち:財物への事故	675件

## ■人身損害賠償事故の内容

損害賠償事故の中でも、特に人的被害を伴う事故は、被害を受けられた方の生活や心身に深刻な影響を及ぼすとともに、加害者となってしまった会員さんにとっても大きな精神的・社会的負担をもたらします。こうした事故は深刻かつ重要な問題であることを十分に認識し、同様の事故を未然に防ぐための対策を徹底することが求められます。

発生した事故はいずれも故意によるものではなく、思いがけず発生したものです。しかし、こうした事故をゼロにしていかなければなりません。そのためには、日頃から就業規則などの各種ルールを遵守することが不可欠です。また、高齢の方々が働くシルバー就業においては、単独での作業を避け、複数人で作業手順や作業場の環境を確認し合いながら事故発生のリスクを下げる体制を整えるとともに、会員さん一人ひとりの安全に対する意識の向上が求められます。

## 令和6年度に発生した人身損害賠償事故の内容

仕事の内容	事故の状況	事故の発生原因	賠償金額
駐車場・駐輪場管理人	駐輪機から自転車を出すお客様がいたため、会員が一步前へ踏み出そうとした瞬間エレベーターから降りて会員の前を通ろうとする被害者とぶつかり、被害者は転倒、下肢を骨折。相手方に後遺障害が残った。	会員がネックウォーマーで顔及び耳を覆いキャップを被り視界が十分でなかった。周囲の状況に注意を払いながら就業できていなかった。	約276万円
他に分類されない運搬・清掃・包装等の職業	パックヤードで荷物を乗せた台車を運搬中に、前方に歩いていた従業員に気づかず、激突し負傷させた。相手方に障害が残ったため賠償を求められた。センターが債務不存在確認訴訟を提起。これに対して被害者が反訴を提起。	体の前方で台車を押し、後方で台車を引っ張るという方法で運搬していたため、前方が見えにくい状態であった。	約280万円 ※訴訟費用含む
	河川敷内を自転車で移動するため、自転車に乗った会員が狭い道路から広い道路に出たところ、会員の右側から自転車に乗った被害者が会員と接触し、被害者が転倒した。	会員が広い道路に出る際に左右の状況確認が不十分だったこと、被害者が運転する自転車のスピードがかなり出ていたことが原因と思われる。	約57万円
	利用者の使用する倉庫の開き戸を開いた状態でロープを固定していた。利用者が倉庫から道具を抱え、後ろ向きに出ようとしたところ、風にあおられドアが閉まり、ドアノブが利用者の腰から臀部に当たり、打撲させた。	開き戸を固定するロープが摩耗しており、固定が不十分であった。また、普段からドアを開け放しにしていた。	約22万円
除草 除草剤散布 草刈り	飛び石防止ネットを止めている金属製金具が通った人の右腕に刺さり、5日間の入院となった。	飛び石防止ネットを張りっぱなしで、次の現場に行ってしまった。また、飛び石防止ネットを止めるために、尖った針金を利用していた。	約40万円
	広域農道から施設に入ろうとして、運転を誤り横転。運転手の会員にケガはなかったが、同乗の会員が左腕の肘から下を2箇所骨折し左手の人差し指を切断する重症	周囲への確認、注意不足	約31万円
	二人で家の周りを刈払い機で除草作業中落ちていた番線を飛ばしてしまい相手の背中に刺さった。	作業前の安全確認の不足により番線が落ちているのに気付かなかった。	約23万円
	刈払い機を使用し、除草作業をしていたところ、小石を飛散させ、その石が走行してきた車にあたり助手席のガラスを破損した。助手席に乗っていた方が左腕を負傷した。	作業場所の周囲の状況の確認不足及び防止ネットの未使用によるもの。	約80万円 ※うち対財物75万円

## ■仕事の内容及び事故の型について

表1のとおり、仕事の内容別では「除草、除草剤散布、草刈り」が最も多く531件(77.7%)を占め、次いで「植木職、造園師」が57件(8.3%)となっています。

事故の型別では、「①飛散させた物での損壊」が最も多く494件(72.3%)、次いで「②器具・用具を接触させて損壊」が81件(11.9%)となっています。

「①飛散させた物での損壊」については、仕事の内容が複数にわたっていますが、除草剤散布作業中に風の影響で薬剤が農作物に付着した1件を除き、残り493件はすべて刈払機(自走式草刈り機を含む)使用時に発生した、飛び石または物の飛散による損壊事故となっています。

また、「②器具・用具を接触させて損壊」のうち、半数以上の44件は刈払機使用時に発生しており、配線ケーブル等の切断、あるいは草刈り刃が建物の基礎・自動車・室外機などに接触したことによる損壊事故でした。

**以上のことから、全体683件のうち537件(78.6%)が刈払機使用時に発生した損壊事故であることがわかります。**

2番目に事故が多い、樹木の剪定・伐採作業(「植木職、造園師」「伐木・造材・集材作業員」)では、建物や車両への損壊事故が多く、事故の型では、脚立や剪定道具等の「②器具・用具を接触させて損壊」、伐採した枝を「③落下させて損壊」、さらに倒木を「④倒したり、ぶつけたりして損壊」の事故が、いずれも13~19件発生しています、加えて「⑨その他の就業中の損壊」として依頼されていない樹木を誤って剪定・伐採してしまった等の事故も10件報告されています。

▶刈払機使用時の損壊事故が全体の78.6%を占めており、その中でも飛び石等の飛散による事故が突出しています。

▶樹木の剪定・伐採作業における事故は、脚立や道具の接触、枝の落下、倒木による損壊がいずれも13~19件発生しており、さらに依頼外の樹木を誤って剪定・伐採した等の事故が10件報告されています。

【表1】

事故の型	①飛散させた物で損壊	②器具・用具を接触させて損壊	③落下させて損壊	④倒したり、ぶつけたりして損壊	⑤焼却処理の際焼損	⑥汚損・変質	⑦自動車・機械・用具等の誤操作	⑧運搬・搬出中に損壊	⑨その他の就業中の損壊	⑩他の途上の損壊	合計	比率(%)
仕事の内容												
その他の技術者						1			1		2	0.3
他に分類されない専門的職業	3			2							5	0.7
小売店販売員						1			1		2	0.3
家政婦_夫_家事手伝			1						1		2	0.3
その他の家庭生活支援サービスの職業			1			1					2	0.3
寄宿舎・両管理人							1				1	0.1
ビル管理人							1				1	0.1
駐車場・駐輪場管理人		1		1		1					3	0.4
その他の居住施設・ビル等の管理の職業	1	2							2		5	0.7
他に分類されないサービスの職業		2									2	0.3
他に分類されない保安の職業				1					2		3	0.4
農耕作業員	3	1							1		5	0.7
<b>植木職_造園師</b>	2	18	11	12			1	2	10	1	<b>57</b>	<b>8.3</b>
その他の農業の職業	7	2									9	1.3
伐木・造材・集材作業員	1	1	2	5							9	1.3
その他の自動車運転の職業				1							1	0.1
他に分類されない輸送の職業				1							1	0.1
陸上荷役・運搬作業員							4				4	0.6
荷造作業員				1					1		2	0.3
ビル・建物清掃員		1				1					2	0.3
ハウスクリーニング作業員				1							1	0.1
道路・公園清掃員		2					1				3	0.4
その他の清掃の職業	3			2		1			1		7	1.0
選別作業員									1		1	0.1
軽作業員	2		1								3	0.4
他に分類されない運搬・清掃・包装等の職業		5		3		1	4	4	2		19	2.8
<b>除草_除草剤散布_草刈り</b>	472	46		3			5	2	3		<b>531</b>	<b>77.7</b>
合計	<b>494</b>	<b>81</b>	16	33	0	7	17	8	26	1	683	100.0
比率(%)	<b>72.3</b>	<b>11.9</b>	2.3	4.8	0.0	1.0	2.5	1.2	3.8	0.1	100.0	
令和5年度合計	485	93	22	41	1	7	18	7	32	4	710	-
令和4年度合計	443	96	16	43	1	3	15	6	20	2	645	-

## ■損害賠償金額(支払総額)について

表2のとおり、損害賠償金額では「20万円以上50万円未満」が511件(74.8%)と突出しています。次いで「50万円以上75万円未満」が93件(13.6%)となっており、「100万円以上200万円未満」が36件(5.3%)、「75万円以上100万円未満」が35件(5.1%)、「200万円以上300万円未満」が3件(0.4%)となっています。「300万円以上」の事故については5件(0.7%)となり、昨年度の4件より1件の増加となっています。

仕事の内容別にみると、100万円以上の高額な賠償となった44件の事故の内、「草刈り作業」が28件(63.6%)、「樹木の剪定・伐採作業」が6件(13.6%)が多く発生しています。さらに、300万円以上の高額事故についても、いずれもこれらの作業において発生しています。

草刈り作業においては、刈払機使用時の飛び石によって自動車複数台に損害が及んだ事故が高額となっています。

また、樹木の剪定・伐採作業においては、倒木が家屋等に倒れて損壊させた事故や、依頼内容と異なる剪定・伐採を行ってしまった事案が高額となっています。

### 賠償金額300万円以上の事故の内容

仕事の内容	事故の型	損害賠償金額
除草_除草剤散布_草刈り	①飛散させた物で破損	約1,106万円
除草_除草剤散布_草刈り	②器具・用具を接触させて破損	約431万円
伐木・造材・集材作業員	④倒したり、ぶつけたりして破損	約369万円
除草_除草剤散布_草刈り	②器具・用具を接触させて破損	約364万円
除草_除草剤散布_草刈り	①飛散させた物で破損	約306万円

※高額損害賠償事故の詳細は次号(10月号)に掲載します

▶ 「20万円以上50万円未満」が全体の約75%を占めている。

▶ 高額な賠償事故も「草刈り作業」と「樹木の剪定・伐採作業」において多く発生している。

【表2】

損害賠償金額(支払総額)	20万円以上 50万円未満	50万円以上 75万円未満	75万円以上 100万円未満	100万円以上 200万円未満	200万円以上 300万円未満	300万円 以上	合計
仕事の内容							
その他の技術者	2						2
他に分類されない専門的職業	4	1					5
小売店販売員	1	1					2
家政婦_夫_家事手伝	1		1				2
その他の家庭生活支援サービスの職業	2						2
寄宿舎・両管理人	1						1
ビル管理人	1						1
駐車場・駐輪場管理人	2				1		3
その他の居住施設・ビル等の管理の職業	2	1		2			5
他に分類されないサービスの職業	1	1					2
他に分類されない保安の職業	2	1					3
農耕作業員	2		2	1			5
植木職_造園師	39	11	2	5			57
その他の農業の職業	4	1	2	2			9
伐木・造材・集材作業員	8					1	9
その他の自動車運転の職業		1					1
他に分類されない輸送の職業	1						1
陸上荷役・運搬作業員	4						4
荷造作業員	2						2
ビル・建物清掃員	2						2
ハウスクリーニング作業員	1						1
道路・公園清掃員	3						3
その他の清掃の職業	4		2	1			7
選別作業員				1			1
軽作業員	2	1					3
他に分類されない運搬_清掃_包装等の職業	12	5		1	1		19
除草_除草剤散布_草刈り	408	69	26	23	1	4	531
合計	511	93	35	36	3	5	683
比率(%)	74.8	13.6	5.1	5.3	0.4	0.7	100.0
令和5年度合計	552	80	41	26	7	4	710
令和4年度合計	493	77	36	33	5	1	645

## ■年齢別状況

表3のとおり、事故を起こした者の年齢別状況は、「75～79歳」が258件(37.8%)と最も多く、次いで、「70～74歳」が222件(32.5%)、「80～84歳」が100件(14.6%)となっています。

男女別では、男性が676件と、全体の99.0%を占めています。

【表3】

年齢	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	合計
男性	9	72	221	254	99	21	676
女性	0	1	1	4	1	0	7
計	9	73	222	258	100	21	683
比率(%)	1.3%	10.7%	32.5%	37.8%	14.6%	3.1%	100.0%

## ■事故の発生原因と再発防止策について

主なものを記載すると以下の通りです。

【草刈り作業】

事故の発生原因	再発防止策
飛散防護ネットの未使用 <b>(発生原因の約8割)</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>▶ 飛散防護ネット設置の徹底</li></ul>
飛散防護ネットを使用していたが飛び石を防止できなかった <b>(発生原因の約2割)</b> (使用位置が適正でなかった／小さい、高さが不十分／飛び越えた／ネットがたるんだ／隙間から飛散／ネットを貫通／ネットの数の不足／フェンスや生垣がある方向には防護ネットを設置しなかった)	<ul style="list-style-type: none"><li>▶ 飛散防護ネットの複数購入</li><li>▶ 飛散防護ネットは作業者に帯同する</li><li>▶ ネットを両側で持ち、サンドイッチ状態で作業する</li></ul>
作業場所の周囲の確認不足	<ul style="list-style-type: none"><li>▶ 作業前の作業場チェック、危険予測を確実に行う</li><li>▶ 危険箇所には目印の設置</li><li>▶ 作業前に現場を発注者と受注者双方の立ち合いで点検、作業範囲の確認をする</li><li>▶ 「進入禁止」「作業中」の看板の設置を徹底</li><li>▶ 車の往来時はホイッスルを使用する</li><li>▶ 監視役の設置</li><li>▶ 三人一組での作業の推奨</li><li>▶ 職員の見回りの強化</li><li>▶ 建物および機材付近は手刈りで行う</li><li>▶ 太陽光パネルの草刈り作業は受注しない</li></ul>
ナイロンコードを使用 飛散しにくい草刈り刃の未使用	<ul style="list-style-type: none"><li>▶ ナイロンコードは使用不可とした</li><li>▶ ナイロンコードを使用する場合は事前に事務局に使用許可届を提出することとした</li><li>▶ 飛散をおさえる刈刃への変更。推奨。</li></ul>
車両の移動を怠った	<ul style="list-style-type: none"><li>▶ 駐車場草刈り禁止のルールの徹底</li><li>▶ 車両が移動できない場合は作業を中止する <b>※作業者の車両移動の徹底</b></li><li>▶ 車両付近は手刈りで行う</li><li>▶ 作業時間帯の見直し</li><li>▶ 発注者と作業計画を打ち合わせる</li></ul>
飛び石距離の把握の甘さ	<ul style="list-style-type: none"><li>▶ 車両や建物の近くでは作業しない</li></ul>
刈刃の止めネジが緩んだ	<ul style="list-style-type: none"><li>▶ 作業前の安全点検の徹底</li></ul>

- ▶ 「必ず飛び石は発生する」「飛び石の飛散する方向・距離は不規則」という認識の徹底
- ▶ 飛散防護ネット設置の徹底 ※飛散防護ネットを設置しても飛び石事故は発生しています
- ▶ 車両を移動できない場合は、手刈りに切り替える、当日でも受注を断る等、「事故が起きない安全就業」を優先する。
- ▶ 「距離があるから大丈夫」は過信。距離は関係ない。※事例では、20m以上離れた場所にも飛散しています

## 【樹木の剪定・伐採作業】

事故の発生原因	再発防止策
<b>【脚立による事故】</b> <b>&lt;発生原因&gt;</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 周囲の確認不足</li> <li>▶ 強風であったが、三脚を横に置かず立てかけていた</li> <li>▶ 休憩中は使用しない脚立を横にしておくべきところ、結束もできない場所に立てかけたままにしていた</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 周囲の状況の把握の徹底</li> <li>▶ 脚立を使用しない場合は必ず横に寝かせる</li> </ul>
<b>【剪定した枝を落下させた事故】</b> <b>&lt;発生原因&gt;</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 剪定班、処分班のコミュニケーション不足</li> <li>▶ 会員の不注意</li> <li>▶ 枝の長さに対する判断ミス</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 危険予知、声掛けを行い作業中のコミュニケーションを徹底する</li> <li>▶ 落下させる枝にはロープ等を使用し、落下地点をコントロールする</li> <li>▶ 剪定した枝が長くなりすぎないように調整する</li> </ul>
<b>【依頼内容と異なる剪定・伐採を行ってしまった事故】</b> <b>&lt;発生原因&gt;</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 作業者の判断ミス</li> <li>▶ 事前の打ち合わせ(発注者の要望確認)の不足</li> <li>▶ 作業者と発注者の完成イメージの相違</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 発注者と作業内容を十分に協議する</li> <li>▶ 作業会員と発注者の間で依頼内容に相違がないよう、作業計画や手順、見取り図、完了イメージを記した仕様書の作業者への交付を徹底</li> </ul>

- ▶ 作業開始前の発注内容の確認、現場における安全確認、ならびに作業中の危険予知の徹底

## 【その他の作業】

事故の発生原因	再発防止策
<b>【公共施設の管理作業】 3件発生</b> 公共施設の可動式舞台装置及び可動式椅子をしまう際に、近くにあった椅子等の物を巻き込み損壊させた(3件発生) <b>&lt;発生原因&gt;</b> 周囲の確認不足	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 周囲状況の把握、安全確認を怠らない</li> <li>▶ 現場整理の徹底</li> </ul> <p>※可動式椅子では、作業者が巻き込まれ、重篤化に至った傷害事故も発生していますので、注意して就業にあたってください</p>
<b>【カート整理作業】 7件発生</b> カート整理作業中、カート移動の際に車両と接触し損傷させた <b>&lt;発生原因&gt;</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 多くのカートを一度に動かしたことで操作性を失った</li> <li>▶ 前方不注意と慣れによる油断</li> <li>▶ 周囲の状況の確認不足</li> <li>▶ カート回収ベルトの未使用</li> <li>▶ 幅の狭い場所を移動したため</li> <li>▶ 雨のため左手に傘をさして、右手でカートを持って移動していた</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ カートを一度に運ぶ台数を10台以内に徹底</li> <li>▶ カートは制御可能な台数(5台程度)とした</li> <li>▶ 運搬する際は後方(最後尾)から押すのではなく、サイド(側面)を支えながら移動する</li> <li>▶ 回収ベルト使用の徹底</li> <li>▶ カートを移動する際のルートを固定した</li> <li>▶ 雨天時は雨具を着用する</li> </ul>
他の原因として、 <b>【気のあせり】 【マニュアルやルールの確認不足】 【本人の不注意】</b> による事故が多く発生しています	

- ▶ 時間と気持ちに余裕を持って作業に当たりましょう

- ▶ 原因の多くが周囲の確認不足によるもの  
 ▶ 一人ひとりが周囲の安全確認を意識するとともに、仲間同士で確認し合う体制づくりが不可欠

▶ 次号(10月号)でも引き続き、「令和6年度 損害賠償責任保険事故に係る調査の集計結果」についてご報告いたします





# 安全就業に係る 全シ協 販売書籍のご案内

他にも様々な書籍を販売しております。  
全シ協 HP、【書籍のご案内】から一覧  
をご覧いただけます。  
ぜひ、ご活用ください。



## 『安全就業のための チェックポイント』

会員の皆様が安全に就業するための要点を、全カラ一版でまとめたイラスト小冊子です。

※注:10部以上からお申し込みください。  
A4判、32ページ  
定価 220円(税込)、送料実費



## 『事故に学ぶ 交通安全のポイント』

交通事故の被害者にも加害者にもならず、いつまでも健康で”生涯現役”として活躍していただくため、事故事例からポイントをまとめた冊子です。

※注:10部以上からお申し込みください。  
A4判、20ページ  
定価 220円(税込)、送料実費

購入ご希望の連合本部・センターは、  
SC 事務局用ページ「書籍の購入申込み」メニューからお申込みください。

## 編集後記

先日、妻と旅行に出かけた日のことです。旅行の前というものは楽しみで胸が躍りますよね。最寄り駅までウキウキしながら歩いていたところ、駅に着いた途端、妻から「スマホを忘れた」と聞きたくない一言が。このままスマホなしでもいいか、と一瞬考えましたが、航空券やチケットなど、旅に必要なものはすべてスマホに入っているため、妻だけが一度自宅へ戻ることになりました。幸い時間に余裕があったので、空港までは別々に向かうことにしました。バスを日時指定で予約していたのでスマホでチケットを提示したところ、運転者さんに「二人ですよね?」と声をかけられました。私は冗談で「妻が寝坊したので一人です」と伝え乗車しました。1枚1200円の妻のチケットは捨てるしかありません。その後、乗客全員が乗り込んだのに出発時間になってもなかなかバスが発車せず、5分くらい過ぎた頃に運転手さんが私のもとに来て「こちらに電話してみてください。代金が戻ってくるかもしれません。」と案内してくださいました。バスはその後、遅れを取り戻し予定より5分早く空港に到着しました。こちらの不手際であるにも関わらず、このような親切な対応をしていただけたことに感動し、感謝の思いで一杯になりました。降車の際にお礼を伝え、お名前も伺ったので、改めてお手紙を出そうと思っています。最近、期待をしてもガッカリする事が多く、色々と諦めることが当たり前になってきました。しかし、相手に何かを求める前に、まずは自分から相手に手を差し伸べる事を心がけ、皆が気持ちよく過ごせるように、世の中がもっと良くなるようにと願います。それにしても、スマホがないと何もできない世の中になってしましましたね。旅先での道案内、飲食の決済、航空券、ホテル、他チケット諸々、写真撮影など、結局はスマホがないと成り立たない旅となりました。(高木)

とても暑かった夏もようやく終わりに近づき、散歩の途中には鮮やかに咲く彼岸花や、鈴なりに実った柿が目を楽しませてくれ、秋の訪れをうれしく感じます。窓を開けて気持ちの良い風が部屋に入ってくるだけで、こんなにも幸せな気持ちになるのは初めてかもしれません。今年の夏は、初めての東京の暑さを感じ、「夏バテで痩せているはず」だったのですが、現実はまったく逆。平日は冷房の効いたビルでデスクワーク、帰宅後は暑さからアイスやビール、炭酸飲料に手が伸び、休日は暑さを理由に外出を控えてダラダラ過ごす日々。結果として、体重は減るどころかしっかり増えてしまいました。そんなわたしの秋の目標はもちろん「運動の秋」。秋は涼しくて体を動かしやすいだけでなく、冬に向けて体温を維持するために基礎代謝が高まる季節なのだそうです。まさに運動を始めるにはうってつけのタイミング! 冬が来る前に「夏のたるみ」から脱却しようと意気込んでいます。とはいっても普段スポーツもしなければ、走るのも苦手なわたし。できるのはストレッチとウォーキングくらい…。そこで「できることから始めよう」の精神で、まずは最近ニュースなどでもよく耳にする“座りっぱなし”的リスクを回避するために「座りっぱなしをやめて+10」を意識していこうと思います。「座りっぱなし(座位行動)」とは、座っていたり横になって休んだりと、エネルギー消費が少ない行動のことを指します。長時間座りすぎいると、心臓病、がん、糖尿病などの生活習慣病のリスクが高まるそうです。運動量に関わらず、1日の座位時間が4時間未満の人と比べ、11時間以上の人では死亡リスクが1.4倍に増大するという調査結果もあるのだとか。だからこそ、座りっぱなしをやめて歩く、階段を使う、ストレッチをするなど、簡単な運動を10分からでも取り入れていくことで健康維持につなげようというものです。もちろん、これだけでは増えた体重を減らせそうにはないので、「食欲の秋」との戦いも必要になりそうです。運動を習慣づけることは怪我予防にもつながります。転倒などには気を付けながら、みなさんもぜひ体を動かして、さわやかな秋をお過ごしください。(倉)